

ご利用ください

高齢者・障害者への各種助成制度

【問合せ】

- ▼高齢者福祉の制度：本庁高齢・介護福祉課
- ▼高齢者福祉グループ(内線2673)
- ▼介護給付グループ(内線2675)
- ▼障害者(児)の制度：本庁障害・社会福祉課
- ▼障害福祉グループ(内線2181)



在宅で介護されている方

次の2制度については、いずれも介護者・要介護高齢者ともに、市内に1年以上居住している方が対象となります。

家族介護用品支給事業

▼課税世帯11000円券×36枚(3万6000円分)

▼非課税世帯11000円券×75枚(7万5000円分)を交付

【対象】「寝たきり」または「重度認知症」の状態が3カ月以上続いていることに加え、次の①～③のいずれかの要件に該当する65歳以上の要介護高齢者を、在宅で介護している方

①要介護認定または要支援認定を受けている方

②身体障害者手帳1・2級を持つ方

③療育手帳A1・A2を持つ方

●**ねたきり老人介護手当**

▼1回の申請で6万円を支給(申請は年2回、8月と2月)

【対象】①次の①②の要件を満たす方

①65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ月間に、3カ月以上継続して介護している介護者

②要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が非課税

どちらの制度も、特別障害者手当および福祉手当の受給者は対象になりません。

元気高齢者など

介護予防元気度アップ事業

▼前年度中に貯めたポイント数による利用券(最大5000円分)を交付

今年度のカードも同時交付

元気度アップカード(参加型)

【対象】65歳以上

【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑(スタンプ印を除く)

*代理申請の場合は、代理人の印鑑が必要

元気度アップカード(ボランティア型)

【対象】40歳以上

【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑(スタンプ印を除く)

*代理申請は不可

ポイント転換申請

【必要なもの】印鑑、カード

*代理申請の場合は、本人のカード、代理人の印鑑

*ポイントの引換期間は、本年12月28日まで

はり、きゆう、マッサージ等施術助成事業

▼年間800円の受診券20枚綴りを最大2冊(3万2000円)まで交付

【対象】市内に1年以上居住している満65歳以上の方

【必要なもの】本人の身分証明書、印鑑(スタンプ印を除く)

*代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明書、印鑑

65歳以上の一人暮らし高齢者など

緊急通報体制整備事業

緊急時にボタンを押すと、市が指定する通報先へ通報する装置を貸し出します。

高齢者訪問給食サービス事業

食生活の改善と安否確認を行います。昼・夕食の2食以内で配食します。*1食450円の負担があります。

生活指導型ショートステイ事業

養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導・体調調整を行い、要介護状態への進行防止を図ります。

*1日381円の自己負担金と食事代などの実費負担金があります。

高齢者日常生活用具給付等事業

火災警報器・自動消火器・電磁調理器の購入費助成および福祉電話(加入権)を貸与します。

*自己負担があります。

在宅の障害者(児)

福祉タクシー等料金助成事業

▼年間500円券×20枚(1万円分)

【利用できる交通機関】市と契約しているタクシース会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船

【対象】①次のどちらかに該当する方

▼市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者(普通自動車運転免許所持者を含む)

①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳A1・A2・A

③精神障害者保健福祉手帳1級

▼市内に居住している障害児で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(同一世帯に普通自動車運転免許所持者がいないこと)

*申請には、障害者手帳などと印鑑が必要です。社会福祉施設などの入所者は対象になりません。

4月から障害者差別解消法が施行されました

障害者差別解消法とは

国の行政機関、地方公共団体(県・市町村)などや民間事業者において「障害を理由とする差別」をなくし、全ての人が障害のあるなしに関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくるための法律です。

障害者差別解消法Q&A

Q：日常生活で、個人的に障害のある方と接するようになった場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想、言論も規制されるのでしょうか。

A：国の行政機関、地方公共団体(県・市町村)などや民間事業者を対象にした法律になります。一般の方が、個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想・言論などは対象になりません。

Q：民間事業者において、取り組みがきちんとしていない場合はどうなるのでしょうか。

A：仮に、同一の民間事業者によって、繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合には、その民間事業者に対し、事業を担当する大臣が報告を求めたり、助言・指導・勧告を行うことで、改善を図っていくこととします。

「障害者差別解消法」で守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関、地方公共団体(県・市町村)など	不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など		努力義務 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

*「不当な差別的取扱い」および「合理的配慮」の詳細については、下表を参照ください。

●不当な差別的取扱い

障害のあることを理由に、正当な理由もなくサービスなどの提供を拒否したり、制限したりするような行為のことをいいます。



例1) レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に入店を断られた。



例2) アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えるとそのことを理由に断られた。

●障害者への合理的配慮

障害のある方にとって支障となる部分(社会的障壁)を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で配慮が必要です。社会的障壁とは、①通行、利用しにくい施設・設備 ②利用しにくい制度 ③障害のある方の存在を意識していない慣習や文化 ④障害のある方への偏見などをいいます。



例1) 障害者用の駐車場に、障害のない方が利用しないように注意を促す。



例2) 聴覚に障害がある人のために、筆談など音声以外の方法で伝える工夫をする。